

## 山梨県信用保証協会運営費補助金交付要綱

### ( 通則 )

第 1 条 山梨県信用保証協会運営費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、山梨県補助金等交付規則（昭和 3 8 年山梨県規則第 2 5 号以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### ( 目的 )

第 2 条 この補助金は、山梨県信用保証協会（以下「協会」という。）の行う中小企業者が金融機関に対して負担する債務の保証業務に係る経費を、予算の範囲内で補助することにより、協会の運営の円滑化を図ることを目的とする。

### ( 補助金の交付対象 )

第 3 条 知事は、協会が行う事業で、別表「補助対象経費」に掲げるもののうち知事が必要かつ適当と認めるものについて補助金を交付する。

### ( 補助金交付の申請 )

第 4 条 協会は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第 1 号）を知事に提出しなければならない。

### ( 補助金の交付決定 )

第 5 条 知事は、前条の規定により補助金申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適当と認められるときは補助金の交付決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第 2 号）により協会に通知するものとする。

### ( 申請の取り下げ )

第 6 条 協会は、前条の規定による通知に係る補助金の交付決定の内容及びこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときはその交付決定の通知を受けた日から 2 0 日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

### ( 事業の内容及び経費の配分の変更 )

第 7 条 協会は、事業の内容及び経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ変更承認申請書（様式第 3 号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

### ( 事業の中止又は廃止 )

第 8 条 協会は、事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ中止

( 廃止 ) 承認申請書 ( 様式第 4 号 ) を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

( 実績報告 )

第 9 条 協会は、事業が完了したとき並びに第 8 条の規定による廃止の承認を受けたときは、その日から起算して 30 日を経過した日、又は翌年度 4 月 10 日のいずれか早い日までに実績報告書 ( 様式第 5 号 ) を知事に提出しなければならない。

( 補助金の額の確定 )

第 10 条 知事は、前条の報告を受けた場合は、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容 ( 第 7 条に基づく承認をした場合は、その承認した内容 ) 及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、協会に通知する。

( 補助金の支払 )

第 11 条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定したのち支払うものとする。ただし、補助金の交付決定後に必要があると認められる経費については、概算払いをすることができる。

2 協会は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、補助金概算払請求書 ( 様式第 6 号 ) を知事に提出しなければならない。

( 補助金の経理等 )

第 12 条 補助金の交付を受けた協会は、補助金に係る経理について収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

附 則

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

別 表

補 助 対 象 経 費

補助対象経費	経 費 の 区 分
人 件 費	1 . 職員に対する給料、通勤手当、期末手当及び勤勉手当 2 . 職員に対する社会保険料等（事業主負担分）

(様式第1号)

第 年 月 日  
号

山梨県知事 殿

(申請者)  
山梨県信用保証協会  
会長

印

平成 年度山梨県信用保証協会運営費補助金交付申請書

平成 年度山梨県信用保証協会運営費補助金の交付を受けたいので関係書類を添えて次のとおり申請します。

1. 補助事業の目的
2. 補助金交付申請額 金 円
3. 補助事業の内容及び経費の配分 別紙1 補助事業計画書のとおり
4. 収支予算書 別紙2 収支予算書のとおり
5. 補助事業完了予定年月日 平成 年 月 日

別紙 1

補助事業計画（実績）書

1. 補助事業の内容

（単位：円）

補助事業区分	補助事業の内容	事業費
合 計		

2. 補助事業に要する（した）経費の配分

（単位：円）

補助対象経費区分	事業費	補助金申請額
合 計		

## 別紙 2

## 収支予算（決算）書

## 1. 収入の部

(単位：円)

区 分	事 業 費
県 補 助 金	
そ の 他	
合 計	

## 2. 支出の部

(単位：円)

経 費	事 業 費	県 補 助 金
合 計		

(様式第2号)

第 号  
年 月 日

(申請者)

山梨県信用保証協会  
会長

殿

山梨県知事

印

平成 年度山梨県信用保証協会運営費補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付申請のあった標記の補助金については、補助金交付要綱第5条の規定に基づき、次のとおり交付することに決定しました。

- 1 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、平成 年 月 日付け 第 号をもって申請のあった、補助金交付申請書の記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費及び補助金の額については別に通知するところによるものとする。

補助事業に要する経費 金 円

補助金の額 金 円

(様式第3号)

第 年 月 日 号

山梨県知事 殿

(申請者)  
山梨県信用保証協会  
会長

印

平成 年度山梨県信用保証協会運営費補助金に係る  
補助事業の内容(経費の配分)の変更承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知があった標  
記補助事業の内容(経費の配分)を次のとおり変更したいので、補助金交付要  
綱第7条の規定に基づき承認を申請します。

1. 変更の理由

2. 変更内容

変 更 前	変 更 後



(様式第4号)

第 年 月 日  
第 年 月 日

山梨県知事 殿

(申請者)  
山梨県信用保証協会  
会長

印

平成 年度山梨県信用保証協会運営費補助金に係る  
補助事業の中止(廃止)承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知があった標  
記補助事業を次の理由により中止(廃止)したいので、補助金交付要綱第8条  
の規定に基づき承認を申請します。

1. 中止(廃止)する理由

2. 中止の期間(廃止の時期)

(様式第5号)

第 年 月 日 号

山梨県知事 殿

(申請者)

山梨県信用保証協会  
会長

印

平成 年度山梨県信用保証協会運営費補助金実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知があった標記補助金に係る事業を終了したので、補助金交付要綱第9条の規定に基づき次のとおり報告します。

- |               |                 |       |
|---------------|-----------------|-------|
| 1. 補助金の額      | 金               | 円     |
| 2. 補助事業に要した経費 | 金               | 円     |
| 3. 補助事業実績書    | 別紙1 補助事業実績書のとおり |       |
| 4. 収支決算書      | 別紙2 収支決算書のとおり   |       |
| 5. 補助事業完了年月日  | 平成              | 年 月 日 |

(様式第6号)

第 年 月 日 号

山梨県知事 殿

(申請者)  
山梨県信用保証協会  
会長

印

平成 年度山梨県信用保証協会運営費補助金概算払請求書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知があった標記補助金について、次のとおり概算払を受けたいので補助金交付要綱第11条の規定に基づき請求します。

1. 概算払請求額 金 円  
2. 内訳

(単位:円)

補助金交付決定額	概算払受領済額	差引額 - =	今回請求額	残額 - =

3. 概算払請求の理由

4. 支払方法

振込先銀行名 \_\_\_\_\_  
預金種別 ( 当座・普通 )  
口座名義 \_\_\_\_\_  
No. \_\_\_\_\_

